

令 和 2 年

西川町議会第4回定例會議案書

会期日程
令和2年第4回定例会

月日(曜)	本会議	委員会等
12月2日 (水曜日)	午前9時30分開会・開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議会諸報告 4 行政報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 陳情の常任委員会付託 (散会)	議会全員協議会 本会議終了後開会・開議 (閉会)
12月3日 (木曜日)	午前9時30分開議 1 一般質問 (散会)	休会
12月4日 (金曜日)	午前9時30分開議 1 一般質問 (散会)	常任委員会 本会議終了後開会・開議 1 広報公聴常任委員会 (閉会)
12月5日 (土曜日)	休会	休会
12月6日 (日曜日)	休会	休会
12月7日 (月曜日)	休会	常任委員会 午前9時30分開会・開議 1 総務厚生常任委員会 1 産業建設常任委員会 (閉会)
12月8日 (火曜日)	午前9時30分開議 1 議案の審議・採決 2 陳情の審査報告 3 議員派遣について 4 閉会中の継続調査申出 (閉会)	休会

議 事 日 程

議事日程第1号

令和2年12月2日(水)午前9時30分開会・開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議会諸報告
日程第4	行政報告
日程第5	議案の上程 議第 52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について 議第 53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について 議第 54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について 議第 55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について 議第 56号 西川町議會議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について 議第 57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について 議第 58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議第 59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について 議第 61号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第8号) 議第 62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 議第 63号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議第 64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議第 65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第 66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第6	提案理由の説明
日程第7	陳情の常任委員会付託

(散会)

議第 52 号

西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、西川町総合交流促進センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 西川町総合交流促進センター
- 2 指定する団体 西川町大字水沢 2304 番地
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

西川町総合交流促進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 2 年 12 月 2 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 53 号

西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、西川町水沢温泉館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 西川町水沢温泉館
- 2 指定する団体 西川町大字水沢 2304 番地
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

西川町水沢温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 2 年 12 月 2 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 54 号

西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、西川町大井沢温泉館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 西川町大井沢温泉館
- 2 指定する団体 西川町大字水沢 2304 番地
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

西川町大井沢温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 2 年 12 月 2 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 55 号

西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 西川町月山避難小屋清川行人小屋
- 2 指定する団体 西川町岩根沢区
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 2 年 12 月 2 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 56 号

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 設定について

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定する。

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、西川町議会議員及び西川町長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第 142 条第 1 項第 7 号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 西川町議会議員及び西川町長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6,4500 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第 5 項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第 2 号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、町の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が、同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により 2 台以

上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合に

は、7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

提 案 理 由

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担について定めるため、提案するものである。

令和2年12月2日提出

西川町長 小川一博

議第 57 号

西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について

西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和35年12月町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(西川町介護保険条例の一部改正)

第2条 西川町介護保険条例(平成12年3月町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(西川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 西川町後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定を整備するため、提案するものである。

令和2年12月2日提出

西川町長 小川一博

議第 58 号

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西川町国民健康保険税条例(昭和 38 年 11 月町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33 万円」を「43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第 5 項中「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」を「所得税法」に、「総所得金額」とあるのは、「」を「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「」に、「とする。」を「とする。」及び「山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附則第 15 項(見出しを含む。)中「平成 22 年度以降」を「所得割額に係る平成 22 年度以降」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の西川町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、保険税の軽減判定所得基準の見直し等関係規定の整備を図るため、提案するものである。

令和2年12月2日提出

西川町長 小川一博

議第 59 号

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和 46 年 3 月町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 防疫作業手当

第 16 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 防疫作業手当は、町立病院に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに町長がこれらに相当すると認める感染症(以下この号において「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、その従事した日 1 日につき 290 円を支給する。

附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

15 町立病院に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、第 16 条の規定にかかわらず、その従事した日 1 日につき 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円)を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

感染症に係る防疫作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、提案するものである。

令和 2 年 12 月 2 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第60号

西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例

西川町社会体育施設条例(昭和50年9月町条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2項第1号中

トレーニングルーム・体力測定室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円
		入場料を領収する場合	上記以外の場合	1時間当たり	400円
	その他の催物に使用する場合	入場料を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	600円
		入場料を領収しない場合	上記以外の場合	1時間当たり	1,200円
		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	1時間当たり	1,000円
		営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	1時間当たり	3,000円

を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人使用料

区分		使用の単位	使用料の額
アリーナ 走路	児童生徒等	1人1時間当たり	50円
	上記以外の者	1人1時間当たり	100円
トレーニングルーム・体力測定室		1人1回につき (1回につき2時間まで)	300円

別表第2項第3号中

トレーニングルーム・体力測定室	冷暖房	1時間当たり	200円
-----------------	-----	--------	------

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

町民体育館内のトレーニングルームの使用料を改正するため、提案するものである。

令和2年12月2日提出

西川町長 小川一博

議事日程

議事日程第2号

令和2年12月3日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散会)

議事日程

議事日程第3号

令和2年12月4日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散会)

議事日程

議事日程第4号

令和2年12月8日(火)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

- | | |
|--------|--|
| 議第 52号 | 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について |
| 議第 53号 | 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について |
| 議第 54号 | 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について |
| 議第 55号 | 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について |
| 議第 56号 | 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について |
| 議第 57号 | 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 議第 58号 | 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 59号 | 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 60号 | 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 61号 | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第8号) |
| 議第 62号 | 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議第 63号 | 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議第 64号 | 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 議第 65号 | 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議第 66号 | 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第2号) |

日程第2 陳情の審査報告

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の継続調査申出

(閉会)

日程第3

議員派遣について

西川町議会会議規則(昭和63年6月町議会規則第1号)第126条の規定により、西川町議会議員を次のとおり派遣する。

No.	目的（用件）	派遣場所	派遣期日	派遣議員
1	市町村議会議員特別セミナー	千葉県	令和3年1月7日 ～8日	佐藤 仁 議員 荒木俊夫 議員

なお、議員派遣の派遣場所、派遣期日、派遣議員に変更があった場合は、議長に一任する。

令和2年12月2日



令和2年12月2日

議長 古澤俊一 殿

議会運営委員会
委員長 伊藤哲治

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会議日程等議会の運営に関する事項
- 2 期 限 次期定例会まで